

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例（平成26年11月11日京都市条例第17号）（文化市民局地域自治推進室）

左京区役所岩倉出張所については、区役所本所までの交通アクセスが便利な場所に立地しており、その地理的条件や行政運営の効率化を図るという観点から、左京区における戸籍事務のコンピュータ化の完了時期に合わせて、証明書発行コーナーへとその機能を見直し、出張所を廃止することとしました。

また、北区役所中川出張所、左京区役所八瀬出張所、南区役所久世出張所、右京区役所高雄出張所、伏見区役所淀出張所の位置について、それぞれ登記上の地番と一致させるとともに、記載内容の統一を図るため、規定整備を行うこととしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 17 号

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

京都市区役所出張所設置条例の一部を次のように改正する。

北区役所小野郷出張所の項中「京都市北区小野下ノ町100」を「京都市北区小野下ノ町100番地」に改める。

北区役所中川出張所の項中「京都市北区中川北山町46」を「京都市北区中川北山町46番地の2」に改める。

左京区役所岩倉出張所の項を削る。

左京区役所八瀬出張所の項中「京都市左京区八瀬秋元町578」を「京都市左京区八瀬秋元町577番地」に改める。

左京区役所久多出張所の項中「京都市左京区久多宮の町3」を「京都市左京区久多宮の町3番地」に改める。

南区役所久世出張所の項中「京都市南区久世大藪町」を「京都市南区久世大藪町62番地」に改める。

右京区役所高雄出張所の項中「京都市右京区梅ヶ畑奥殿町」を「京都市右京区梅ヶ畑奥殿町26番地の1」に改める。

伏見区役所淀出張所の項中「京都市伏見区淀池上町」を「京都市伏見区淀池上町131番地の1」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)